

＜福島復興再生基本方針の改定＞

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、平成29年6月改定、令和3年3月改定）
- 令和4年5月成立の改正福島特措法（令和4年6月施行）において、内閣総理大臣は、「福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発基本計画を定めるものとする」（改正法第90条第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針の改定を行うもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

＜改定後の各取組の概要＞※赤字は主な改定箇所

●避難解除等区域の復興・再生	・ ALPS処理水に係る取組 、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
●特定復興再生拠点区域の復興・再生	・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壤等の除染等の措置等）、 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に係る取組
●安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
●原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、 ALPS処理水に係る理解醸成 等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
●新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・福島イノベーション・コスト構想（課税の特例、福島イノベーション・コスト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、 新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立 、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新工ネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
●関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
●その他福島の復興・再生に関する基本的事項	・鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等